

高齢者等への居住支援

1 住み替え支援

自ら住宅を確保することが困難な高齢者に対して、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第一ブロックの協力を得て「住み替え相談」（27頁をご覧ください）を行い、民間賃貸住宅への住み替え支援を行います。

1. 支援内容
① 借家人賠償保険の加入 ② 成約協力金（貸主への一時金） ③ 緊急通報システムへの加入
2. 対象者
① 自ら住宅を確保することが困難な 65 歳以上のひとり暮らしの方、または 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成する世帯 ② 区に 1 年以上継続して居住していること ③ 自立して日常生活を営めること ④ 身元保証人を得られること ⑤ 家賃を延滞無く納入できる見込みがあること

＜問合せ先＞

福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者サービス係

電話 3546-5355

2 緊急通報システム

65 歳以上の高齢者の安全を確保するため、自宅に緊急通報機器を設置し、24 時間 365 日体制で次のサービスを行います。

・急病やケガなどの緊急時にボタンを押すと、区が委託する事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防が救助活動を行います。

・受信センターには看護師も常駐し、健康に関する相談にも対応します。また、お住まいの地域の医療機関や、夜間・休日診療などのご案内も可能です。

希望により、火災センサーや見守りセンサーを設置することもできます。

1. 対象者
65 歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方又は日中独居高齢者など（同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯の方）
2. 費用負担
① 固定電話回線型式（月額） 課税世帯 450 円、非課税世帯無料 ② 無線型式（月額） 課税世帯 900 円、非課税世帯 450 円 ※生活保護受給者等は無料 ※火災センサーと見守りセンサー（希望者のみ）は、課税世帯は各月額 50 円。非課税世帯・生活保護受給者等は無料。

＜問合せ先＞

福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者サービス係

電話 3546-5355

3 家具類転倒防止器具の設置

緊急時の対応が困難な高齢者を対象として、家具類の転倒を防止する器具の取り付けを行います。

1. 対象者
・ 65 歳以上の方で、次の①～④のいずれかに該当する方 ①要介護 2 以上の寝たきりの方 ②ひとり暮らしの方 ③65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方だけで構成される世帯の方 ④家族が就労、就学等で日中等に不在となり、②または③と同様の状態となる方
2. 費用負担
事前調査費、取付費と器具代 4 個までは 1 割負担（住民税非課税世帯は無料）、器具代 5 個目以上は全額自己負担

<問合せ先>

福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話 3546-5354

4 あんしん居住制度利用助成

中央区民が区内の民間賃貸住宅に転居する際に、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターの実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、その利用費用の一部を助成します。

1. 対象者
・ 60 歳以上の高齢者 ・ 障害者（障害の程度による条件あり）
2. 助成額
預かり金タイプ 利用費用の 2 分の 1 月払いタイプ 事務手数料分

○あんしん居住制度

見守り等のサービスを提供することで、高齢者等の急病・孤立死等への不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援する制度です。

サービス	内 容
A	見守りサービス ・ 生活リズムセンサー、緊急通報装置、携帯用ペンダントにより 24 時間安否を見守り緊急時の対応を行います。
B	葬儀の実施 ・ お亡くなりになった場合に死亡診断書を受け取り直葬します。
C	残存家財の片付け ・ お亡くなりになった場合に住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

<問合せ先>

・ あんしん居住制度利用助成 都市整備部 住宅課 計画指導係 電話 3546-5466
・ あんしん居住制度 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 電話 5989-1784
ホームページ <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

5 家賃債務保証制度利用助成

中央区民が区内の民間賃貸住宅に転居する際に、一般財団法人 高齢者住宅財団の実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

1. 対象者
・ 60歳以上の高齢者世帯 ・ 障害者世帯（障害の程度による条件あり） ・ 子育て世帯（扶養義務のある18歳以下の者が同居）
2. 助成額
保証料の2分の1

○家賃債務保証制度

月額家賃の35%に相当する額を2年間分の保証料としてお支払いいただくと、滞納家賃は月額家賃の12カ月分を、また、原状回復費用および訴訟費用は月額家賃の9カ月分を限度に保証する制度です。連帯保証人の有無にかかわらず利用できます。

<問合せ先>

- ・ 家賃債務保証制度利用助成 都市整備部 住宅課 計画指導係 電話 3546-5466
 - ・ 家賃債務保証制度 一般財団法人 高齢者住宅財団 電話 6880-2781
- フリーダイヤル 0120-602-708 ホームページ <https://www.koujuuzai.or.jp/>

6 高齢者等の賃貸住宅情報の閲覧

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）の検索システム

高齢者をはじめ障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をWEBサイトから検索できる国土交通省のシステムです。登録された住宅は、ホームページから確認することができます。

セーフティネット住宅情報提供システム で検索

<問合せ先>

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 電話 5388-3320

7 高齢者向け返済特例

満 60 歳以上の方が、以下のいずれかの融資を受ける場合に利用できる制度で、毎月のお支払いを利息のみとすることができるため、返済負担を軽減できます。

- ①バリアフリー工事、ヒートショック対策工事、または耐震改修工事を含むリフォームを行うために、独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を受ける場合
- ②建替後のマンションを取得するために、独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資を受ける場合
- ③マンションの共用部分のリフォーム工事を行う際の一時金を支払うために、独立行政法人住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を受ける場合
- ④省エネリフォームを行うために、独立行政法人住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンを受ける場合
- ⑤災害で被災された住宅を復旧するために、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受ける場合

<問合せ先>

①独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-0860-35

②独立行政法人 住宅金融支援機構

マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ 電話 5800-8104

③独立行政法人 住宅金融支援機構

マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ 電話 5800-9366

一般財団法人 高齢者住宅財団 電話 6880-2781

ホームページ <https://www.koujuuzai.or.jp/>

④独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-0860-35

⑤独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-086-353

